

貨物自動車運送事業者用

運送事業者等から近畿運輸局関係者への重大な事件・事故に関する緊急連絡先



原則として管轄する支局等に連絡して下さい。
ただし、つながらない場合は、他の支局等、又は局に連絡して下さい。

緊急連絡先

	直接電話	携帯電話	FAX番号
大阪運輸支局	072-822-4374	080-1511-8695	072-822-3450
京都運輸支局	075-681-9764	080-1511-8696	075-681-1850
兵庫陸運部	078-453-1103	090-1020-2228	078-431-8761
奈良運輸支局	0743-59-2153	080-1511-8697	0743-23-0020
滋賀運輸支局	077-585-7252	080-1511-8698	077-584-2079
和歌山運輸支局	073-422-2153	080-1511-8699	073-435-2099
近畿運輸局保安・環境課	06-6949-6454	080-2413-8620	06-6949-6459
近畿運輸局旅客第一課	06-6949-6445	090-1481-5693	06-6949-6531

※ 通常の開庁時間内【支局等：月曜～金曜の8:30～17:15、局：月曜～金曜の9:00～17:45】にあっては、直通電話へご連絡ください。

※ 開庁時間外【月曜～金曜の開庁時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日】にあっては、携帯電話へご連絡ください。ただし、この携帯電話は事故・事件等の緊急連絡専用のため、一般の問い合わせ、質問等には対応していません。

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 危険物等の飛散・漏えい事故
5. 酒気帯び運転を伴う事故
6. 自然災害に起因する可能性のある事故
7. その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等

放射性輸送物の自動車輸送時の事故

下記の事故が発生した場合には直ちに報告して下さい。

- 放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難

報告

報告は管轄の
運輸支局等へ！

〇〇運輸支局等整備部門保安担当
(沖縄総合事務局運輸部監査指導課)

[連絡先の勤務時間内(0:00~00:00)]

直通電話:000-000-0000

FAX :000-000-0000

[連絡先の勤務時間外・休日]
携帯電話:000-0000-0000

速やかに

4.のうち大
量のものは
特に速やか
に！

貨物自動車運送事業者

報告

報告は直接
本省へ！

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課

[連絡先の勤務時間内(9:30~18:15)]

直通電話:03-5253-8603

FAX :03-5253-1639

[連絡先の勤務時間外・休日]
携帯電話:090-7845-0226

直ちに

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名 ②発生日時 ③発生場所 ④事故車の登録番号
- ⑤死者、重傷者数及び負傷者数(危険物等の種類・積載量・漏洩の状況) ⑥事故概要 ⑦情報入手先 ⑧その他判明している事項
- ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

報告事項

- ①事業者名 ②事象の件名 ③発生日時 ④発生場所
- ⑤事象の概要 ⑥運搬について責任を有する者
- ⑦荷送人 ⑧荷受人 ⑨搬出日時 ⑩搬入予定日時
- ⑪緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後の追加情報も速やかに報告

1. 事故

1. 目的

貨物自動車運送事業者に係る事故が発生した場合、国土交通省としても、速やかにこれらに係る状況を把握のうえ所要の対策を講じる必要があります。

このため、以下の事故に関する情報の各地方運輸支局等への速報手順及びその他各種対応等を定め、事業者の皆様速やかな報告をお願いすることによって、国土交通省への情報の迅速な伝達及び円滑な対応を図ることを本マニュアル作成の目的としています。

※ 本マニュアルにおける速報対象の事故が「自動車事故報告規則」(昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。)第4条又は「自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示」(平成21年11月20日国土交通省告示第1224号。以下「告示」といいます。)第1項に基づく速報対象の事故である場合、本マニュアルによる速報をもって報告規則又は告示に基づく速報に代えることができます。

本マニュアルによる速報後は、報告規則第2条に該当する事故にあつては、報告規則第3条に基づき、同条に規定する期限以内に「自動車事故報告書」を提出して下さい。

2. 事故発生時の対応

(1) 速報の対象となる事故

速報していただく事故は、以下のとおりです。

- ① 2名以上の死者を生じた事故(報告規則第4条第1項第2号イ)
- ② 5名以上の重傷者を生じた事故(報告規則第4条第1項第2号ロ)
- ③ 10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故(報告規則第4条第1項第3号)
- ④ 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。)(報告規則第4条第1項第4号)
 - i 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物
 - ii 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類
 - iii 高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定する高压ガス
 - iv シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)別表第2に掲げる毒物又は劇物
 - v 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

- ⑤ 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。）を伴う事故（報告規則第4条第1項第5号）
- ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故（マニュアル固有）
- ⑦ その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせがあったとき（告示第1項）
- ⑧ 放射性輸送物の自動車輸送時における事故（★）
 （★）貨物自動車運送事業者は、その所持する放射性輸送物について事故、紛失、盗難などが生じた場合には、**直ちに**その旨を国土交通省に報告しなければならないことになっています。

（2）速報（第1報）

速報の対象となる事故が発生した際には、以下の手順等及び**別添1**の連絡フローにより報告をお願いします。

①速報手順

<2.（1）①～⑦についての速報手順>

緊急連絡担当者（※）は、第1報を**速やかに**各地方運輸支局等緊急連絡担当先（注）へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、**速やかに**第1報を各地方運輸支局等緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

（※）御社の中であらかじめ選任をお願いします。

（注）各地方運輸支局等緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の〇：〇〇～〇〇：〇〇）】

〇〇運輸支局整備部門（保安担当）（又は沖縄総合事務局運輸部監査指導課）

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 **（別添様式1）**

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（☆）2.（1）④については、**特に速やかな**報告をお願いします。

<2.（1）⑧についての速報手順>

緊急連絡担当者は、第1報を**直ちに**国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先（注）へご連絡下さい。

事故について、運転者からの報告など、如何なる形態であれ、その発生を知り得た場合は、当該事故に関する情報内容が十分に把握できていない場合であっても、把握している範囲で結構ですので、**直ちに**第1報を国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先あてに報告をお願いします。

(注) 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先

【連絡先の勤務時間内（祝祭日を除く月曜～金曜の〇：〇〇～〇〇：〇〇）】

TEL 03-5253-8603

FAX 03-5253-1639 (別添様式2)

【連絡先の勤務時間外（月曜～金曜の勤務時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日）】

携帯電話 090-7845-0226

② 報告事項

<2.(1)①～⑦についての報告事項>

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 発生日時
- ウ 発生場所
- エ 事故車の登録番号
- オ 死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
(2.(1)④にあつては、危険物等の種類、積載量、漏洩の状況)
- カ 事故概要
- キ 情報入手先
- ク その他判明している事項
- ケ 緊急連絡担当者名及び連絡先

<2.(1)⑧についての報告事項>

以下の項目について把握している内容を報告してください。

- ア 事業者名
- イ 事象の件名
- ウ 発生日時
- エ 発生場所
- オ 事象の概要
- カ 運搬について責任を有する者
- キ 荷送人
- ク 荷受人
- ケ 搬出日時
- コ 搬入予定日時
- サ その他判明している事項
- シ 緊急連絡担当者名及び連絡先

(3) 第1報後の対応

<2.(1)①~⑦についての第1報後の対応>

以下の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、各地方運輸支局等緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、各地方運輸局等又は各地方運輸支局等緊急連絡担当先からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

<2.(1)⑧についての第1報後の対応>

以下の手順及び別添1の連絡フローにより対応をお願いします。

緊急連絡担当者は、第1報報告後の追加情報についても、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先に速やかに報告していただくとともに、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課緊急連絡担当先等からの問い合わせに対応できる態勢をとっていただくようお願いします。

3. その他

特に連絡のとりにくい休日・夜間においても、緊急連絡担当者の不在により、情報の把握・伝達ができないといったことがないよう、連絡体制の徹底をお願いします。

このため、緊急連絡担当者が不在の場合であっても支障なく情報連絡が行われるよう緊急連絡担当者に代わる方を2名以上選任して下さい。

